

報酬規定

第1 顧問報酬

顧問報酬とは社会保険労務士業務のうち労働基準法(就業規則・事業付属寄宿舎規則を除く)労働者災害補償保険法、雇用保険法(二事業に係る給付申請を除く)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険概算、確定保険料申告を除く)、労働安全衛生法(許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認を要するものを除く)、健康保険法、厚生年金保険法(健保・厚年標準報酬月額算定基礎届を除く)、国民年金法の8法令に基づいて行政機関などに提出する書類の作成、申請等の提出代行もしくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談、指導の業務をつき単位として継続的に受託する場合に受ける報酬である。

人員	5人以下	6~20人以下	20人超
月額報酬	10,000円	20,000円	別途協議

第2 手続報酬

手続報酬とは、社会保険労務士業務のうち、書類の作成および提出事務を個別に受託した場合に受ける報酬である。

1.関係法令に基づく諸届等

[1]諸届、報告	10,000 円
[2]許認可申請	15,000 円

2.就業規則、諸規定等の作成、変更

[1]就業規則	100,000 円
[2]就業規則の変更	協議
[3]賃金・退職金・旅費等諸規定	各 50,000 円

ただし、この就業規則などは一般的なものであるため、考案を要し、内容が複雑多岐にわたる場合は別途協議による。

3.労働・社会保険の新規適用、廃止届

[1]新規適用

	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
10人未満	50,000 円	50,000 円
10人以上	1人増すごとに1,000円を加算する。	

[2]適用廃止

	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
10人未満	30,000 円	30,000 円
10人以上	1人増すごとに1,000円を加算する。	

ただし、廃止手続に伴う離職証明書並びに任意継続保険者などに関する各種手続を作成する場合は、1件につき5,000円を加算する。

4.保険料の算定・申告

	健康保険・厚生年金保険	労働保険料概算・確定申告		
	算定基礎届・月額変更届	継続事業	一括有期事業	有期事業
10人未満	30,000 円	15,000 円	工事件数24件未満 30,000円	30,000 円
10人~19人	35,000 円	20,000 円	工事件数24件未満 35,000円	
20人以上	協議			

なお、二元適用事業および海外派遣業者の特別加入等が2件以上にわたる場合は申告書1件ごとに15,000円を加算する。

5.保険給付申請・請求

	一般的なもの	複雑なもの
健保・労災給付請求	20,000 円	協議
年金(厚年・国年・基金)給付請求	20,000 円	
第三者行為による保険給付請求	30,000 円	
労災保険の特別加入に係る給付請求	10,000 円	

第3 給与計算事務

	基本月額	
10人未満	5,000 円	人数×1,000円を加算する。
10人以上	10,000 円	人数×1,000円を加算する。
50人以上	協議	人数×1,000円を加算する。

賞与計算(臨時給与計算を含む)は、1回につき、上記の給与計算と同様の計算による額とする。

第4 報酬の特例

1.報酬の特例

- [1]業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、依頼者と協議する。
- [2]手続報酬の欄に記載されていない労働社会諸法令に関する事務を行う場合は依頼者と協議する。

2.印紙代、その他手数料その他消費税等

手続関係書類提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は報酬とは別に受けるものとする。

3.解約の報酬

依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額を受けられることができる。

4.災害、その他特別の事情がある場合は報酬を減免することができる。

5.依頼業務に関して出張した場合は旅費・日当・宿泊費など実費を受けられるものとする。